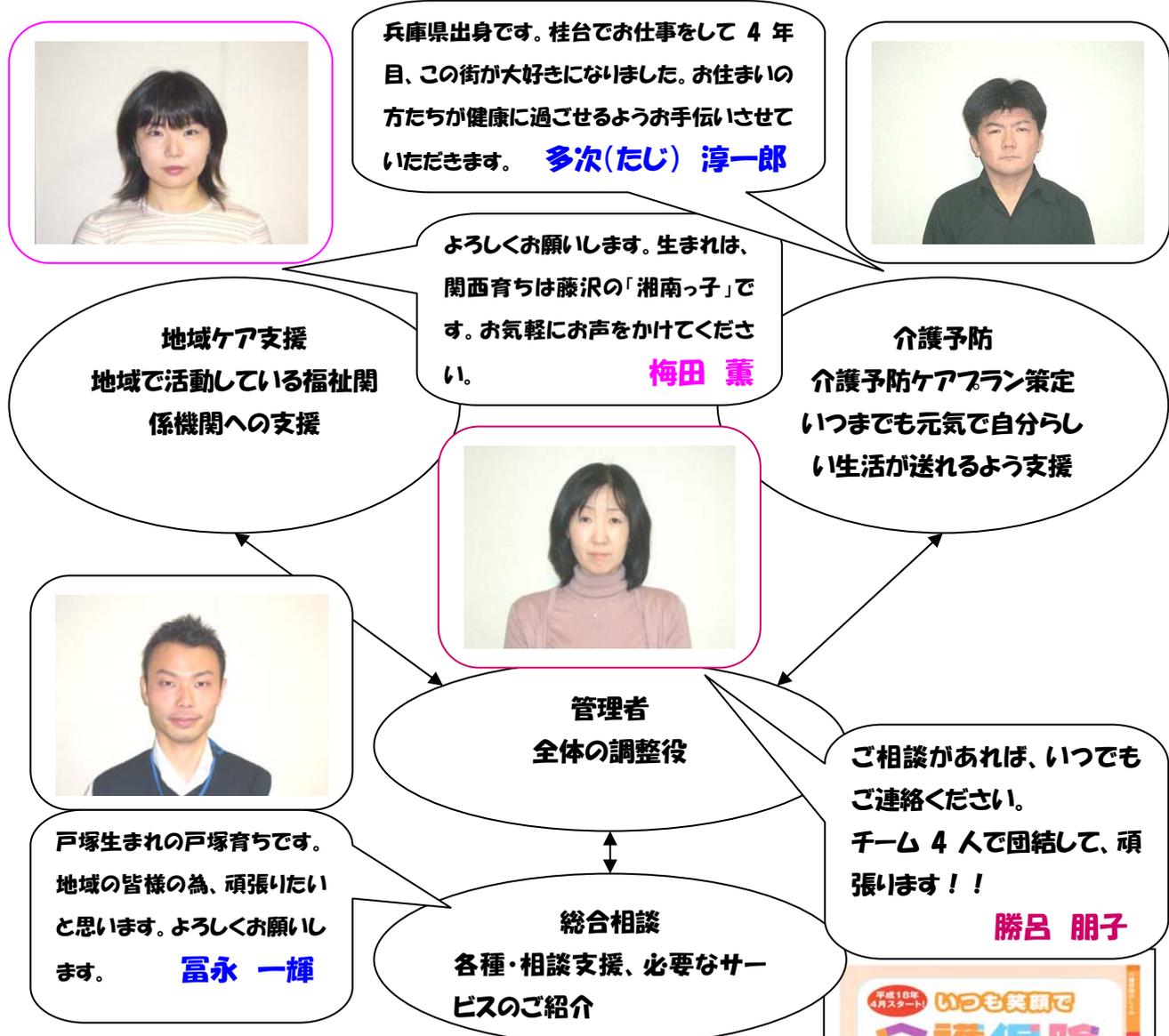


地域包括支援センター始まりました！！

以前からご紹介して来ましたが、桂台地域ケアプラザの、従来の「在宅介護支援センター」は、4月から「桂台地域包括支援センター」として発足し、新たな顔ぶれのスタッフが揃いました。今回は職員紹介を中心にをご紹介します！！



詳しい「介護保険」パンフレットもご用意しております。
お気軽に、お立ち寄りください。お電話もお待ちしております。

横浜市桂台地域ケアプラザ・包括支援センター
TEL045(897)1111・FAX045(897)1119





事務所内で机の位置替えをしました。隣に移っただけなのに違う所へ来たみたいで数日は落ち着かなかったです。それでも今は新年度を楽しみに準備中です。春、あなたのまわりにも移りゆく何かがありますか？（多次）



4月

桂台地域ケアフラザ「地域包括支援センター」U&A

Q1 「地域包括支援センター」ってなに？

介護保険法の改正に伴い「高齢者の方が要介護状態になることを可能な限り予防し、また要介護状態になったとしてもいつまでも住み慣れた街で安心して暮らせるよう支援をする」地域の中核機関として、平成18年4月1日に市町村が設置します。横浜市ではすべての地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置され各施設を運営する社会福祉法人等が委託を受けその職務にあたります

Q2 「住み慣れた街」って？

加齢に伴う心身機能が低下する高齢者の状態像をふまえ、市町村が日常の生活エリア毎に地域包括支援センター担当圏域（日常生活圏域）を定めます。桂台地域ケアプラザ地域包括支援センターが担当するのは桂台（中・東・西・南・北）、犬山、上之、公田町、上郷町の一部（コートハウス）、野七里1丁目の一部（西ヶ谷団地、西ヶ谷ハイツ）です。尾月、亀井町は中野地域ケアプラザ、桂町の一部（コープ野村本郷台およびコープ野村湘南本郷台）は小菅ヶ谷地域ケアプラザそれぞれの地域包括支援センターが担当することになります。



Q3 「日常生活圏域」の人しか相談は受け付けないの？

介護保険の全般的な相談や申請、その他どのような内容でも担当圏域に関係なくご相談をお受けします。ただし①要支援認定（要支援1・2）を受けデイサービス等のサービスを利用する場合、また②高齢者定期健康診査等を通じ「要支援状態になる恐れがある」と判定され本人の同意（希望）により市が実施する介護予防事業を利用する場合はお住まいの住所を担当する地域包括支援センターが相談をお受けすることになります。

Q4 「要介護状態になることを予防する」ためにはどんなサービスがあるの？

ケアマネジャーや地域包括支援センター（保健師等）が立てる個別の介護予防計画に基づき、要支援認定を受けている場合はデイサービスや通所リハビリ、ホームヘルプ等を利用できます。また認定を受けていない、あるいは申請して自立と判定された場合で高齢者定期健康診査等により「要支援・要介護状態になる恐れがある」と判定され方は、個別のリスクに応じて市が実施する転倒予防教室や認知症予防教室等へ参加することができます。なおサービスを利用する場合は3～6ヶ月毎に地域包括支援センターと本人・家族の間で心身の状態の変化を把握、分析しサービスの継続、変更、終了等を判断します。



Q5 どんな職員が配置されるの？

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種が配置されます。このうち保健師は介護予防のマネジメントを、社会福祉士は日常の相談窓口役割と権利擁護に関する業務を、主任ケアマネジャーは医療と福祉のネットワークづくりやケアマネジャーの支援を主として担いますが、縦割りではなく3職種が連携し、全員で業務にあたります。桂台地域ケアプラザ地域包括支援センターでは管理者（保健師業務一部兼務）、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの4名が担当します。

ご不明な点等
お問い合わせは

横浜市桂台地域ケアプラザ「地域包括支援センター」

（設置準備担当 多次・勝呂・石塚 897-1112 まで）